



玉名市いじめ防止基本方針

令和4年3月31日 玉名市

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものです。 その際、いじめはどの子供にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければなりません。

本市においては、これまでも玉名市教育委員会が中心となり、いじめを許さない 学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生 徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできました。

しかしながら、本市においても毎年いじめが認知され、子供たちが心を痛めているという状況があります。学校の組織的な取組により、早期に解消されるものがほとんどですが、年度を越えて継続して解消に取り組まざるを得ない事案もあります。いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題です。

そこで、いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)が成立し、同年9月に施行されました。

この玉名市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂。以下「国の基本方針」という。)及び県の「熊本県いじめ防止基本方針」(令和2年11月24日最終改訂。以下「県の基本方針」という。)を踏まえ、本市が、国、県、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

目 次

第	1	いじめの防止等のための対策の基本的な考え方1
	1	いじめの定義・・・・・・・・・・1
	2	いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	3	いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・3
	4	玉名市いじめ防止基本方針策定の目的・・・・・・・・・・・3
	5	いじめの防止等のための取組の基本的な考え方・・・・・・・・・4
	(1)市として
	(2)学校として
	(3)保護者として
	(4)子供として
	(5)関係機関として
	(6)市民として
第	2	いじめの防止等のために玉名市が実施する施策・・・・・・・・・6
	1	玉名市いじめ問題対策連絡協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	玉名市いじめ防止等対策委員会の設置・・・・・・・・ 7
	3	市の取組・・・・・・・・・ 7
	4	教育委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	(1)いじめの防止に関すること
	(2)いじめの早期発見に関すること
	(3)いじめへの対処に関すること
	(4)学校評価及び教職員評価に関すること
第	3	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・10
	1	学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・10
	2	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置・・・・・1 1
	(1)未然防止
	(2)早期発見・事案対処
	(3)学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

	3	学	校におけるいじめの防止等に関する取組・・・・・・・・・・14
	(1)	いじめの防止に関すること
	(2	2)	いじめの早期発見に関すること
	(3	()	いじめへの対処に関すること
	(4	.)	いじめの解消に関すること
第	4	重	大事態への対処・・・・・・・18
	1	学	校及び玉名市いじめ防止等対策委員会による調査18
	(1)	重大事態の意味
	(2	2)	重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体
	(3	()	調査を行うための組織
	(4	.)	事実関係を明確にするための調査の実施
	(5	()	その他留意事項
	(6	;)	調査結果の提供及び報告
	2	訓	査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・・・2 1
	(1)	再調査
	(2	2)	再調査の結果を踏まえた措置等
第	5	そ	・の他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・22
	1	基	本方針の見直しの検討
	2	基	本方針策定状況の確認と公表

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しば しば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面 的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなけれ ばならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々ある。そのことを踏まえ、いじめはどの児童生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の思いに寄り添いながら主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ防止等対策組織」)を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児 童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ)等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣

旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ防止等対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも、起こりうるものであるが、 その責任は、いじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属 集団の構成上の問題 (無秩序性や閉塞性等)、はやし立てたり面白がったりする「観 衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全 体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。(平成 25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじ め事案について(通知)」を参照)

3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、教職員自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 玉名市いじめ防止基本方針策定の目的

市の基本方針は、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、市や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、市の基本方針では、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な 方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本市において体系的かつ計画的に 行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に示すことが求められている。

一方、市の基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、保護者、地域住民に 法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正し い理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上 等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検 証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、市の基本方針の記載内容について も、本市の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて 見直すこととする。

5 いじめの防止等のための取組の基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめを止めさせるのではなく、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、児童生徒をいじめに向かわせないことを目指して行われなければならない。また、学校において、児童生徒に居場所と絆を感じさせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めなければならない。その実行のために、家庭や地域、関係機関がそれぞれの役割を果たすとともに、密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心(人をいじめたい気持ち)やいじめへの不安感(いじめられたらどうしようという気持ち)等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

(1) 市として

「市の基本方針」を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための 必要な施策を総合的に策定し、実施する。

また、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、 地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を行うとともに、「玉名市い じめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関の連携のための体制を整備する。

さらに、学校におけるいじめの防止等の取組やいじめの実態の把握に努めると ともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、必要な措置を講 じる。

(2) 学校として

学校は、児童生徒に「わかる授業」を行うことを最重要課題とする必要がある。 落ち着いた雰囲気の中で自己実現に向けて主体的に学習するとともに、認め、ほめ、励ます言葉に支えられながら、友達と学び合い、高め合うことを楽しむことができれば、児童生徒の中にいじめの加害に向かう心情は生じにくいと考えられるからである。

併せて、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通じて道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、 解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通 して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。加えて、全ての児童生徒が様々な活動に主体的に取り組む中で、自己有用感や充実感を感じるとともに、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる、絆のある学校生活をつくりあげることも未然防止の観点から重要である。

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や市教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを認知した場合の対処の在り方について、 理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制を整えておかなければ ならない。

いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい人間関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、発生したいじめに全ての児童生徒が向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

(3)保護者として

いじめは、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子供を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての子供をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むことが必要である。そのために、保護者は、自らの子供の教育に責任を持ち、子供の変化を見取るとともに、どんなことでも相談できる関係づくりに努めなければならない。

また、保護者は、地域における子供の様子について相互に情報を交換し合うとともに、学校や他の保護者、地域住民などと協働し、子供のいじめの根絶のために努めなければならない。

(4) 子供として

子供は、自分を大切にし、夢や目標に向かって努力することで、自分自身を向

上させることに心を注がなければならない。また、自分と同じように周囲の人を 大切にする気持ちを持ち、行動することで、自らが主体的にいじめのない学校や 社会の形成に貢献するように努めなければならない。

さらに、周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、周囲 の大人に相談したりして、いじめを止めさせる努力をしなければならない。

(5)関係機関として

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を活用し、または、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、 各関係機関が相談窓口を明確にし、広報に努めなければならない。

特に、塾やスポーツクラブ、合唱団等の社会教育団体等の主催者及び指導者等、 集団としての子供に関わる大人は、いじめの未然防止に努めるとともに、子供の 表情や言動に心を配り、僅かな変化も見逃さずに言葉かけや個別相談を行うこと で、いじめを早期に発見し、解消に向けて適切に対応しなければならない。併せ て、いじめ等の問題行動についての情報が速やかに共有できるよう、平素から学 校との連絡・相談体制を整えておく必要がある。

(6) 市民として

玉名市民は、玉名市の子供たちが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるとともに、地域行事等で子供たちが主体性をもって参加できるように配慮し、 見守る必要がある。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子供の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、僅かな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応することが必要である。

いじめ、またはいじめにつながる言動については、見逃すことなく適切に関わるとともに、保護者または学校等に情報を提供する必要がある。

第2 いじめの防止等のために玉名市が実施する施策

1 玉名市いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条

第1項の規定に基づき、「玉名市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」 という)を設置することとする。その構成員は、学校、市教育委員会、児童相談所、 地方法務局、玉名警察署の他、弁護士、医師、心理や福祉の専門家等に係る職能団 体や民間団体等、本市の実情に応じて決定する。

2 玉名市いじめ防止等対策委員会の設置

本市は、法第14条第3項の規定に基づき、玉名市立小中学校におけるいじめの 防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする、市教育委員会に常設する附属 機関として、「玉名市いじめ防止等対策委員会」(以下「対策委員会」という。) を設置する。

また、対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する有識者等の参画を図り、 公平性・中立性が確保されるよう努める。

3 市の取組

- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを 防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報その他の啓 発活動に努める。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、連絡協議会のほか、既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体による支援その他の必要な体制の整備を図る。
- 人権擁護委員、主任児童委員、補導員等が地域の子育て支援及び子供見守り活動の推進役としての役割を充実させ、互いに連携することにより、地域でのいじめの未然防止に努める。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、心理、 福祉等に関する専門的知識を有し、いじめの防止を含む教育相談に応じ得る者の 確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者の 確保等、必要な措置を行う。

なお、「心理、福祉等に関する専門的知識を有する者」や「いじめへの対処に 関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣する者」とは、玉名市教育相談員、 家庭児童相談員等を指す。

4 教育委員会の取組

いじめの防止等のために市教育委員会が実施する取組は、以下のとおりである。 なお、就学前教育機関並びに県立中学校、高等学校については、本市が実施する取 組が全て対象となるものではないが、市の取組を適切に情報提供するなどして、当 該教育機関におけるいじめの防止等のための取組を支援するものとする。

(1) いじめの防止に関すること

- 保護者が、子供の規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子供と適切に関わることができるよう、「玉名市家庭教育憲章」の周知や「親の学びプログラム」等を活用した研修の実施等を通じた啓発活動や相談窓口の設置等により、家庭教育の支援を行う。
- 児童生徒が、学校、家庭及び地域の共通理解の下、地域住民による学校支援活動での様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生き抜く豊かな心を醸成できるよう、コミュニティ・スクール等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。
- 保護者への啓発を徹底することにより、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめをしない・させない環境づくりに努める。また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から情報モラル教育を充実させる。
- 異年齢集団活動及び小中一貫教育を推進する中で、児童生徒に交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力し合って行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者への思いやりの心を育むことで、楽しく登校できる学校づくりを推進する。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ、又は、他の児童生徒によるいじめを助長することにもなることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修の充実に向けた支援を行う。
- 熊本県人権子ども集会の参加を支援するなどにより、児童生徒を主体とした 活動を推進し、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や 行動力を育てる取組の充実を図る。
- 学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、 地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高め、 児童会生徒会が主体となる取組を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して道徳教育等を 充実させ、様々な体験活動を通して児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む取 組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的 に推進する。

○ 児童生徒が発する様々な訴えやSOSのサインに気付き、その変化に迅速に 対応できるよう、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するための学校改革 を推進する。

(2) いじめの早期発見に関すること

- 「心のアンケート」の結果分析や「いじめの未然防止と早期解決のためのチェックシート」による報告を通じて、学校におけるいじめの実態把握の取組状況等を点検するとともに必要な支援を行い、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。
- 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に相談することができるよう、カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が児童生徒との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修の充実を図るとともに、校内における研修を積極的に支援する。
- 玉名市や県の相談窓口など、いじめに関する通報及び相談を受け付けるため の相談機関を周知する。
- 「タマにゃんチェック」「心のアンケート」「子どものサイン発見チェック リスト(家庭用)」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査 等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発 見に努める。
- より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、PT Aや地域の関係団体との連携を促進するとともに、学校と家庭及びコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組を推進するなど地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

(3) いじめへの対処に関すること

- 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解 決への取組が図れるよう、「学校いじめ防止等対策組織」を活用したいじめの 認知から解決までのフローを示すなど、学校体制の整備やその有効な運用につ いて指導・助言するとともに、校内研修が充実するための支援を行う。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が、関係児童生徒及び保護者に対し、支援並びに指導・助言を適切に行うことができるようにするため、玉名地区学校等警察連絡協議会や中学校生徒指導連絡協議会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。
- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、玉名地区学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて適時適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
- 学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて 当該学校に対し支援を行い、又は、必要な措置を講ずるよう指示を行う。

- 学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合も含む。) 及び「玉名市立小中学校管理規則」第8条の内容について学校や保護者へ周知 を図るとともに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出 席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教 育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。
- いじめが背景として疑われる重大事態への対応のため、県及び県教育委員会が整備する標準的な手続きや留意点を示すマニュアル (調査票等の各標準様式を含む)を提供し、活用を促す。

(4) 学校評価及び教職員評価に関すること

- 学校評価や教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること。」を肯定的に評価する。学校評価において、いじめの発生を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を理解した上で目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、それを基に改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。
- 教職員評価において、日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期 発見に加え、いじめの発生を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等が 行われるよう、必要な指導・助言を行う。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入により、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国及び県の基本方針、並びに市が策定したいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものでなければならない。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること(「学校いじめ防止プログラム」の策定等)などが必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についての

マニュアル(以下「早期発見・事案対処マニュアル」という。)を定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ防止等対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ防止等対策組織」の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。その際は、 県が作成する「いじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引き」を活用する。

加えて、より実効性の高い取組を維持するため、学校いじめ防止基本方針の記載 内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかについて「学校いじめ防 止等対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを あらかじめ学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

その上で、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けなければならない。学校は、学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの 掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容 易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の 開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、

心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、学校は「学校いじめ防止等対策組織」を設置する。

なお、「学校いじめ防止等対策組織」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「学校いじめ防止等対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。具体的には、次のような役割が挙げられる。

(1) 未然防止

いじめの未然防止に向け、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり を行う役割

(2) 早期発見・事案対処

ア いじめの早期発見に向け、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる役割 イ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒 の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ウ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する 悩みを含む。)があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有 化を図る。
- エ 関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ いじめの被害児童生徒に対する支援及び加害児童生徒に対する指導の体制・ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実 行・検証・修正を行う役割
- イ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校 内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ウ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実状に即して適切に機能しているかに ついての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCA サイクルの実行を含む。)

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「学校いじめ防止等対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、組織の存在及び活動が容易に認識される取組(例えば、全校集会の際に「学校いじめ防止等対策組織」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等)を実施する必要がある。

また、いじめの早期発見のために、「学校いじめ防止等対策組織」は、いじめを 受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の 窓口であると児童生徒から認識される必要がある。 市教育委員会は、「学校いじめ防止等対策組織」において、以上の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が「学校いじめ防止等対策組織」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

「学校いじめ防止等対策組織」は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならず、「学校いじめ防止等対策組織」が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、全て「学校いじめ防止等対策組織」へ報告・相談する。加えて、「学校いじめ防止等対策組織」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

なお、情報集約のための窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う 担当者(以下「情報集約担当者」という。)を「学校いじめ防止等対策組織」内に 最低1名置かなければならない。

また、学校は、学校いじめ防止基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等において、いじめに関する情報共有の手段及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、 誰が、何を、どのように等)を明確に定めておかなければならない。

これらのいじめに関する情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して、早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、「学校いじめ防止等対策組織」は、学校いじめ防止基本方針の策定やその見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組をPDCAサイクルの視点から検証を担う役割を持つものである。

法第22条においては、「学校いじめ防止等対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するよう、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を「学校いじめ防止等対策組織」に参画させ、実

効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・ 対処に当たって関係の深い教職員を追加する。ただし、情報集約担当者については 必置とする。なお、組織の構成者それぞれが担う役割を明確にした上で、全ての教 職員がこれを共有できるよう図示するなどして、周知するものとする。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「学校いじめ防止等対策組織」にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ防止等対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、「学校いじめ防止等対策組織」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じてその運用を工夫することも必要である。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめの防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、学校は、校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的に実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努めるべきである。

(1) いじめの防止に関すること

ア いじめはどの児童生徒にも起こりうることから、全ての児童生徒を対象として、いじめをさせない取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

イ 児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にSNS等を利用した適 切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、 校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。

ウ 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例もあるなど、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合も多い。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が望まれる。

- エ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- オ 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本 県人権子ども集会」等を活用して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の 活性化を図る。
- カ 児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて、指導することも望まれる。(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)(再掲)
- キ 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気が醸成され、児童生徒個々の行動に反映される取組を進めることも不可欠である。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることが、教育上必要な視点でもある。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設けることが必要である。

(2) いじめの早期発見に関すること

ア いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、僅かな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階から的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように組織的に対応し、いじめの早期かつ的確な発見と認知に努めるものとする。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃

から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようにすることが必要である。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることも必要である。併せて、学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要がある。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが求められる。

- イ スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組 みを整えるとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期 的に検証する必要がある。
- ウ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること 及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童生徒にとっては多大 な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを 踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応するこ とを徹底することが不可欠である。また、「SOSの出し方に関する教育」の 充実を図らなければならない。
- エ 児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に、主体的に考える学習を道徳や学級活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会をもつことが重要である。さらに、児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めることも必要である。

(3) いじめへの対処に関すること

- ア 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。
- イ 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切 に記録しなければならない。
- ウ 「学校いじめ防止等対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の 確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- エ いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が

抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で 指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、 関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- オ 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣 された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定め る「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専 門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとする。
- カ 学校は、重大事態発生時においては、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式 や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行ったり、平時から情報モ ラル教育に活用したりして、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

(4) いじめの解消に関すること

ア いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件(ア)及び(イ)が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ防止等対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注 視しながら指導を継続していく。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ 学校の責務

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ防止等対策組

織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、 支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実 行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点(調査票等の様式を含む。)を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ防止等対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

第4 重大事態への対処

- 1 学校及び玉名市いじめ防止等対策委員会による調査
- (1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その 事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事 態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置す る学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大 事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われたいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に 示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日

を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、 上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手 することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止 に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ、事態 発生について報告するとともに、速やかに調査に着手する。

(3) 調査を行うための組織

法第28条の調査は、学校が行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断した場合、及び学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合においては、対策委員会が行う。この調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- * 事案の大まかな事実関係の把握等のため、対策委員会による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査 (初動調査)を実施する。
- * 調査のための組織には、必要に応じて専門家等の第三者を加え、委員長が 外部の専門家が務めることなど、公平性・中立性が確保されるよう努める。
- * いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当 該本人から十分な聴き取りを行う。
- * 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採る。
- * 特定の情報や資料に偏ることなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- * 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果 の説明を行う。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員が

どのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的 とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うこ とで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、そのいじめ行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、 その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。こ の調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに 十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

(5) その他留意事項

市教育委員会は、学校を積極的に支援する。また、重大事態が発生した場合に、 関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不 安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流されることもある。そう した状況では、市教育委員会及び学校は児童生徒や保護者への心のケアと、落ち 着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情 報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、市教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

対策委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等 その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らか になった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であっ たか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やそ の保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方 法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、対策委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた 児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、 調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する などの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

市教育委員会から重大事態に関する調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を、専門的な知識又は経験を有する第三者等を含めた組織(以下、「調査委員会」という。)において行う。

再調査についても、対策委員会等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、市長は再調査の結果を議会に報告するものとする。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案 して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果 に基づいて必要な措置を講じる」としている。

県においても、「いじめの防止等に関する県の施策や学校の取組、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて『学校いじめ防止対策組織事業』に係る取組報告書や県内外の事例を活用し、定期的に点検を行う。さらに、県内外で発生した事例等について専門家から意見を伺い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる」としている。

本市においても、県に準じた措置を講じる。

2 基本方針策定状況の確認と公表

市は「市の基本方針」を公表する。また、市は、「学校基本方針」について、それぞれ策定状況を確認し、公表させる。

3 その他

心のアンケート調査用紙は、学校で3年間全て保管する。また、タマにゃんチェック等の調査用紙で気になる記述等がうかがえるものについても同様とする。

備考

平成26年6月26日 策定 平成28年3月 3日 改定 令和 4年3月31日 改定

